

第2回南幌町特別職報酬等審議会 議事録

1 開催日時

令和8年7月8日(水) 午後1時27分から午後2時00分

2 開催場所

南幌町役場3階 各種委員会室

3 出席者

委員：林 裕司（南幌町農業協同組合代表理事組合長）、上原正希（星槎道都大学 教授）、岡 眞一（南幌町元議員会 会長）、永原隆夫（南幌町区長会会長）
本間秀正（南幌町社会福祉協議会会長）、和田 修（南幌町商工会会長）

町部局：事務局：岩本 聖（総務課長）、時田 厚（総務課長補佐）
松田知大（総務係長）

4 議 事

（1）議会議員報酬について

6 会議資料

- （1）南幌町特別職報酬等審議会次第
- （2）南幌町特別職報酬等審議会 議事録 要旨
- （3）議員報酬比較検討表
- （4）総務省資料 地方議会制度の概要③ ～議員の兼職・兼業の禁止～
- （5）令和8年6月19日 北海道新聞空知版 栗山町議報酬

議事内容

総務課長	皆さんどうもお疲れさまです。ご案内の時間より若干早いですが皆さん、お揃いになりましたので、第2回南幌町特別職報酬等審議会を開催致します。前回会議も含め、何かとお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。 それでは早速会議のほうに入りたいと思います。林会長よりご挨拶
------	--

	をお願い致します。
会長	それでは皆さん、第2回目の報酬審議会ということで皆さんそれぞれ多忙の中、お越しいただきまして、本当にありがとうございました。前回も色々と内容的には説明があったのかなと思いますけれども、それから、ちょっと時間を置いて、皆さんそれぞれ色々と考えるところはあるのかなあと思いますけれども、再度、今日役場のほうから説明を受けた中で、ある程度の中身、決めるところは決めていきたいなあと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。それと本日役場で会議等がございまして、審議会の時間帯を2時50分ぐらいまでには終了させたいと思っておりますので、その辺も含めて、ご協力のほどお願いを申し上げまして開会に先立ちましてのご挨拶にかえさせていただきます。どうか慎重審議よろしくお願い致します。
総務課長	林会長、ありがとうございました。 本日の会議の成立ですけれども、出席者6名全員でございますので、本会議が成立することをここに報告させていただきます。本日の会議も発言者の氏名を除かせていただきまして公表とさせていただきます。今日は議事録ですけれども、議事録をとる際に、先日ちょっと議事の音が聞こえづらかったものですから、今回、議会のこのようなマイクを使わせていただいております。私が今発言をしていますけれども、発言する時にはボタンを押して、ランプがついているのを確認してからご発言をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。それでは、早速議事に移りたいと思います。林会長の進行でお願い致します。
会長	早速審議を進めさせていただきたいと思います。議事（1）議会議員報酬についてということで事務局から説明をお願いします。
事務局	はい。それでは私のほうから、着座にて説明させていただきます、よろしくお願い致します。議事（1）議員議会議員報酬についてということで、レジュメの1ページおめくりください。前回の会議の議事録の要旨について記載してございます。1ページ目は、会議の進行内容となりますので、後ほどご覧いただき、次ページの議事内容要旨をご覧ください。

始めに委員の発言内容の確認です。議員報酬額について、①現行報酬額の20%以上の増額をしたほうがいいのではとの発言が、A委員、C委員、E委員からありました。会長、B委員、D委員におかれましては、②増減額について特に発言はなく、報酬を目的に議員に立候補する方はいないのではないかと。といった主旨のご発言がありました。

次の○については、会長とB委員から議員報酬額を年額表示としてほしいとのご要望がありましたので、資料を作成しております。

別添資料の「議員報酬比較検討表」をご覧ください。こちらの資料は、第1回審議会で議会運営委員会が作成しました「議員報酬に関する調査検討報告書」の別冊 議員報酬検討基礎データの抜粋で、報酬額と期末手当の合計額を追記した資料です。

表の一番上段が、現行の議員報酬額となります。同じ行の右側に（1）議員報酬の欄があり、役職毎の報酬の年額を記載しています。その右、（2）期末手当の年額、その右が（3）として、報酬額と期末手当の合計額を記載しております。以下、左のナンバー1から検討結果までも同様に記載し、現行との差額についても記載しております。5ページに記載の検討結果をご覧ください。今回、諮問された月額報酬については、議長を月額354千円、副議長が283千円、委員長が256千円、議員が234千円となっています。その金額を基礎として、期末手当が、役職加算として1.15かけて、支給率が2.325か月×2回、6月と12月支給となります。議員報酬と期末手当の年間合計額は、議長が、報酬が4,248千円、期末手当が1893千円の合計、6,141千円となり、現行との差額が1,023千円となります。副議長以下も同様に記載しております。年額表示の説明は以上となります。

次に、議事録要旨の2ページにお戻りください。中段の報告書39ページ「全国町村議会議長会における議員報酬の水準を町長月額給与額の47%の金額を目指すこととする」を受けての金額について、A委員からのご質問についてですが、記載のとおり、現在の町長月額報酬は792千円でその47%は、372,240円となります。今回

諮問された額との比較ですが、議員が234千円となっていますので、138千円ほどの差があることになります。

次の○議会議員は非常勤特別職であるか。常勤特別職に町が独自で決定できるのかというB委員からの質問についてですが、地方公務員法の抜粋を掲載しておりますが、事務局の見解としては、地方議会議員は、地方公務法第3条第3項第1号のとおり、特別職として規定されているだけで、非常勤か常勤かは規定されておられません。

しかし、令和元年11月15日全国都道府県議会議長会での総務省「地方議会・議員のあり方に関する研究会」への意見の中で、戦前から非常勤のものと解されているとの表現があります。

また、本町の常勤特別職の職員の給与等に関する条例では、町長、副町長、教育長の給与が規定されています。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例では、第1条で特別職非常勤職員のものについて議会の議員を除くという記載があることから、これらを踏まえると議会議員は非常勤特別職であると言えます。

よって、議会議員を南幌町独自で非常勤職員から常勤特別職に変更することはできないと解されます。

続きまして、○若い世代が議会議員になってほしい。若い世代の意見が反映されていない。議会議員は兼職より専業の方が良いのではないか。専業とできるくらいの報酬額に上げてもいいのではないかということでA委員、C委員の意見については、こちらも地方自治法の抜粋を掲載しておりますが、別添資料の地方議会制度の概要③～議員の兼職・兼業の禁止～と書いた横版の資料をご覧ください。こちらは、地方公務員法兼職と兼業について記載があり、地方議会議員の兼職の禁止については、資料に掲げる職を同時に就任することができないこととされております。また兼業の禁止についても町から請負う業務を行う場合で政令が定める額（300万円）を超える者は委嘱できないとされており、兼業については広く認められております。

別添資料のとおり、兼職と兼業については地方自治法で制限はありますが、できる規定であることから兼業を禁止することは難しいと考えます。

次に全国都道府県議会議長会資料抜粋として、議員年齢構成別と在職年齢別の割合を掲載しておりますので後ほどご覧願います。

また、5 ページの上段、議員の職業別では、「議員専業」が2, 623人（25. 1%）と最も多く、次いで「農業」の2, 480人（23. 7%）の順となっています。南幌町議会議員の職業別内訳は、無職（専業）が5名、農業が1名、会社員が3名、会社役員が1名、自営業が1名という内訳となっています。

最後です。参考として、政務活動費のお話がありました。満額使用していいと思う。近年は使用率が低い。使用していないので、議員活動が見えづらい。政務活動費をもっと使いやすくすべきではないか。使用率が低い要因の一つではないかといったご意見がありました。こちらは事務局の補足になります。○の2つ目です。政務活動費を条例で制定している町村は、全町村926のうち、209町村が制定しているということで、そもそも政務活動費を使用できる町村が少ないといったような状況があります。また、領収書の添付を必須としている町村は、この条例を制定している209町村全部が領収書の添付を必須としてございます。使途の透明性の確保の観点からすると、使用報告書の作成をなくすことや、領収書の添付をしないといったことは、なかなか難しいのかなと言ったことで、使いやすくするといったところと、これら書類等の作成を省略するといったことは、イコールにはならないのかなと事務局では考えてございます。下段で政務活動費の1人当たりの全国の平均交付額です。月額1万139円、年額で掛ける12をしますと、12万1, 000円程度といったような金額で、南幌町は9万6, 000円ですので、約3万円弱、少ないような状況といったことになります。

以上で議事録の要旨を説明させていただきましたが、今回の町長からの諮問については、議員報酬額について、20%の引上げについて協議いただきたいということとなっておりますので、まずは、引上げするかしないか、引上げするなら20%で良いかどうか、という点を中心に皆様のご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。以上です。

会長	説明が終わりましたけれども、前回、いろいろと若い議員がいいのではないかと、いろんな意見が出されたかなと思いますけれども、本日に限っては、そういう面も色々あるかなと思いますけれども、まず報酬をこの20%でいいのか悪いのかということで、色々なご意見が皆さんあるかなと思いますけれども、その点について、まずはご意見ある方、お願いしたいなと思いますけれども、何か皆さんのほうで、少ないだとか多いだとかという意見、何かございませんか。
E委員	今回20%上げたとして、来年4月に選挙がありますけれども、例えば、あと2回ぐらい任期が経過した時にまた世の中の情勢を見て上がるのか。前の特別職もそうだったのですが、前回20%上げていますけれども、その時も今後情勢見て、まだ上がるというようなことで落ちついたと思うのです。今回の議員さんの2割も、例えば今言ったように、何回か選挙が終わった段階で、情勢を見ながら20%上げたうえで、また上乘せとかならないのでしょうか。町としてどういう考えでしょうか。
事務局	会長宜しいでしょうか。
会長	はい。どうぞ。
事務局	今のご質問なんですけれども、町としてはやはり今は委員おっしゃったように、例えば任期ごとに社会情勢ですとか、当然、来年4月の統一地方選挙で選挙がございます。定数が11名の選挙になります。例えば立候補者数が不足して、無投票でしたと言ったことになると、今回、引上げた場合に、引上げたのに成り手がいなかったという結果になるので、当然、報酬を上げたのにも関わらず、成り手にはつながっていないということの結果を受けて、議会では議論をしていたきたいというところは、事務局としてはございます。今、議論していただいている委員の皆様も、もし同じような考えでしたら、答申書に前回もありました附帯意見というところがございます。その中に、任期ごとに見直しをかけて、例えば、今言った選挙の結果によっては、再度、報酬についての考え方を見直す必要があるのではないかとといったことも、附帯意見には入れられると思います。以上です。
会長	選挙の結果によって見直す必要があるのか。これはちょっと違うよ

	うな気がするんだけど、やっぱり、世の中の経済やら色々な情勢によって変わってくるんでないのかなと思うのですが。
事務局	当然、会長のおっしゃるとおりですけれども、実は、今お話しさせていただいたのは、他の町村ですね、そういった答申がございました。やはり金額がすごく上がるものですから、町の財政状況、税金が使われますといった大義名分もございますので、やはり、そういった成り手不足を一つの要因のところで、報酬を上げたということですから、再度見直しをすべきではないかといった、答申を書いている町がございましたので、ご意見させていただきました。以上です。
会長	他にございますか。B委員どうぞ。
B委員	我々が現役時代、皆さん知ってるように、財政が非常に厳しいというようなことで減額した時がありました。その時は、町の財政から考えて、議員も、そういったことにしましょうということで、議会で決定しているのですが、それから見ると当時の活動の内容から見ると、最近では相当数をされていることは事実だと私は思います。しかし、担い手不足は近年、色々と問題となりまして、それがイコール報酬につながってしまった経過があるような気がするのです。これはマスコミ等で騒がれたこともあるのでしょうかけれども、あまり担い手不足だから、少し報酬を上げて何とか担い手を見出そうという考えなんだろうけれども、あまりそこを、強くは言ってほしくない。原因は確かにあるかもしれませんが。ですからさっき会長も言われたと思うのですが、やっぱり時代、時代の物価高騰とまでは言わないけれども、やっぱり活動内容とそれから物価の高騰等も含めて活動するためにこれだけの報酬が要るんだということでとらえたほうが私はいいと思いますけれども。私も同じ意見で、成り手がいないから報酬を上げるというのは、本末転倒だなと思っています。ですから、結果論として報酬を上げました、さあ担い手いまいせんとなったときにどうするんだと、上げようかという話にはならないです。やっぱり必要なものは必要なんですと。成り手がいないのは、また別な問題ですから、それを別個にやはり町としても考えてほしいなと思います。何かそれにこたえることがあれば、すみません。

事務局	今、B委員のご意見いただいた内容を答申書の中に含めるべきと、委員皆様がそうおっしゃるのであれば、入れるべきだと思いますし、その成り手不足の一因イコール報酬を上げるという文言自体を入れないほうがいいということであれば、議会の報告書にはあるのですけれども、審議会の答申としてはそうではないといったような形で記載することもできると思いますので、その辺は答申書を作る時に、事務局としても考えながら入れていきたいと考えております。
会長	あまり表立ってそれを言ってしまったら、やはりちょっとおかしくなるかなあと。住民感情としてあまりよろしくないのかなあと僕は思いますけれど。ほかに皆さんのほうから何かございませんか。この町長の月額給与額の47%を目指すことということでしたが、これに届いているのでしょうか。20%上げたら。
事務局	20%上げたら、13万円程度足りていないです。まだ低いです。
会長	目指すということで、そこまで上げなさいということではないので、今、町長から諮問があったように、私としては20%の増額でいいのかなというふうに思っているのですが、皆さんはどうですか。はい。D委員どうぞ。
D委員	各自治体によって、財政状況というのはかなり違うと思うのです。今、南幌町の場合は、これだけ人口も増えて来ているような中で、他の町のことは、なかなか言えないですけれども、本当に人口減で苦しんでいるうちに、議会議員の定数をこれ以上減らせないと思っている町村はたくさんあると思います。その思いを考えると、うちの町は20ぐらい、議会からも当然上がってきた答えですので、いいのかなというふうに思っていますけれども、さっきB委員も言われたとおり、それが目的で議員になるとか、そういうことではないような気がするのです、そこら辺の文言があって、議会が諮問してきて、この審議会として認めていいような気はしますけれども。
会長	経済状況、今の物価や色んなスライドをしていることを勘案しても、この20%は別に高くはない、妥当な線かなと思いますし、今後、今、先ほどE委員が言いましたように、また見直す時期が来たら、情勢に応じて、また見直ししなきゃならない面も出てくるかもしれませ

	んけれども、それで２０％ということで皆さんはどうでしょうかね。よろしいですか。
委員	はい。
会長	それでは、２０％ということで、増額ということで、賛成多数ということで可決させていただいてよろしいですか。
委員	はい。
会長	ありがとうございます。事務局から何かありますか。
総務課長	はい。ありがとうございます。まず今日のお話をまた整理させてもらい、次回皆さんに答申の内容を見ていただこうと思います。今、御意見、また１回目の御意見も出ましたので、その部分を整理した中で答申書案として皆さんにお示ししたいと思います。その文言の中で、こういう文言が違うとか、先ほどの成り手の問題の言葉を入れるか入れないだとか、ご意見いただいた部分を我々が議事録から整理をさせてもらい、附帯意見として整理をさせていただきたいと思います。 そのために次回の日程、第３回目の審議会の日程ということで、一応会長との日程の都合もちょっと確認をさせていただいたところですね、７月２１日、火曜日１日です。２２日水曜日は午後の時間帯です。２３日木曜日については１日間空いているような状況でございます。皆さんのご予定をご確認の上、次回の審議会の日程を確定したいと思いますよろしくお願いします。
委員	(委員との日程調整)
会長	それでは、次回の第３回目の報酬審議委員会、７月２２日の午後１時半ということで、よろしいでしょうか。
委員	(異議なしの声)
会長	それでは２０日午後１時半ということでよろしくお願いします。それでは４番目その他に入りますけれども事務局から何か。
事務局	なし
会長	委員の方で、言い忘れたとか何かあれば、ないですか。今回第２回目ということで２０％ということが重要な論点でございましたけれども、皆さんのご協力により無事に２０％とということで、次回、町長に答申する上での文言の修正ということになりますので、２０日１

	時半ということでご参集の方をお願い申し上げまして、第2回目の審議会、終わりたいなと思います。
総務課長	委員の皆様におかれましては、慎重にご審議いただきまして誠にありがとうございました。以上を持ちまして、第2回南幌町特別職報酬等審議会を終了させていただきます。